

MV-22 オスプレイの飛行再開に関する意見書

去る 12 月 13 日、21 時 50 分ごろ、米軍普天間基地所属の MV-22 オスプレイが名護市安部沿岸で墜落事故を起こした。

同じころ、普天間基地内においては同機種が胴体着陸事故も起こしている。市民、県民の配備反対にもかかわらず強行配備した日米両政府の責任は重大である。また、報道によると、住民に被害を与えなかったことは感謝されるべきという米軍司令官の発言は、市民、県民感情を逆なでするものであり言語道断である。

そのもとで 12 月 19 日、14 時以降、市民、県民の恐怖も冷めやまないうちに MV-22 オスプレイの飛行再開は、市民、県民の感情に反する行為であり、容認できるものではない。

よって本市議会は、MV-22 オスプレイの飛行を即時中止し、危険な普天間基地はただちに閉鎖返還することを強く要望する。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

平成 28 年 12 月 20 日

沖縄県宜野湾市議会

あて先：内閣総理大臣、防衛大臣、外務大臣、沖縄及び北方対策担当
外務省沖縄担当大使、沖縄防衛局長